

最高裁判所  
秘書課文書開示係  
印

最高裁秘書第3816号

平成29年9月8日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成29年度（最情）諮問第53号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 (直通)

平成29年9月6日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

( 記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

9月6日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「判事補採用時点における新任判事補の出身法科大学院は毎年、新聞報道されることからすれば、本件対象文書は存在するといえる。」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

判事補採用時点における新任判事補の出身法科大学院の分布が分かる文書（65期から69期までの分）

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、8月18日付で、当該文書は作成又は取得していないとして、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 「判事補採用時点における新任判事補の出身法科大学院の分布が分かる文書（65期から69期までの分）」については、各修習期の新任判事補の採用発令時点での出身法科大学院ごとの人数や割合が分かる一覧表等の文書と解されるが、このような文書を作成する必要性はないので、対象となる文書は、作成又は取得していない。

イ よって、本件申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。